

次世代法に基づく行動計画策定説明会

労働者 101 名以上を雇用する事業主の皆さん！行動計画の策定はお済みですか？

次世代育成支援対策推進法が改正され、平成23年4月1日からは、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出義務が労働者を101人以上雇用する事業主に拡大されます。

そこで、次世代法の内容をご理解いただき、法に沿った行動計画策定・届出に向けてご準備いただくよう説明会を開催します。参加は無料です。

とき

平成23年1月11日（火） 13:30～15:00

ところ

●九段第3合同庁舎11階 共用第1-1・1-2・1-3 会議室
東京都千代田区九段南1-2-1（地図裏面）

TEL 03-3512-1611

交通機関

・地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線・東西線 九段下駅
（6番出口）下車徒歩5分

対象

労働者を101人以上雇用する事業主等

主催

東京労働局（千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎14F）

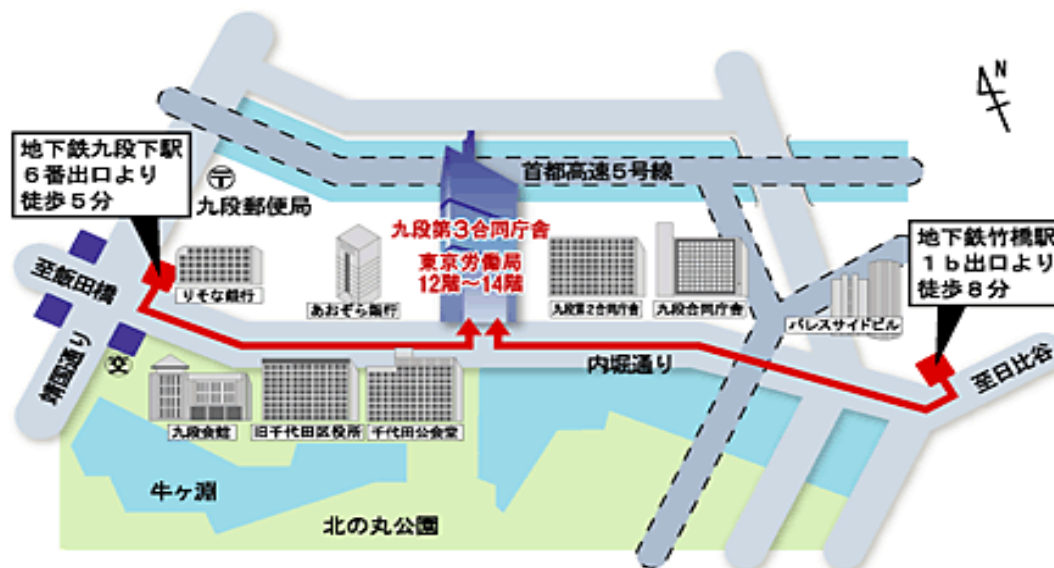
内容

- ◆ 「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等について」 (60分)
- ◆ 個別相談 (30分)

！参加希望の方は次頁の「参加申込書」で事前にお申し込みください。

【会場のご案内】

○九段第3合同庁舎 11階 共用第1-1・1-2・1-3会議室(千代田区九段南1-2-1)



【お申し込み】

参加申込書に必要事項をご記入の上、ファクシミリで下記あてお申し込みください。

定員になり次第(200名)、締め切らせていただきます。

(定員に達した場合はご連絡いたします。申込者への参加票はお送りいたしませんので、当日、会場へお越しください。)

申込先 FAX 番号 **03-3512-1555**

お申し込み締切 **平成22年12月20日**

★FAX 番号はお間違えのないようご確認のうえ、送信してください。

【問い合わせは】

東京労働局雇用均等室 電話 03-3512-1611

～ 平成23年1月11日説明会参加申込書 ～

(会場：九段第3合同庁舎 11階会議室)

宛先：東京労働局雇用均等室あて FAX03-3512-1555

会社名		(企業規模)
参加者氏名		
連絡先(電話)		

お申し込みの際に提供いただいた個人情報、本説明会の管理運営のみに使用し、説明会終了後速やかに廃棄します。